

保健所は役割を担っている	80	85.1%
保健所は役割を担っていない	8	8.5%
どちらともいえない	6	6.4%
未回答	2	
	94	100.0%

保健所に位置づけられている役割がある	35	38.5%
保健所に位置づけられていない役割はない	28	30.8%
どちらともいえない	28	30.8%
未回答	5	
	91	100.0%

保健所に位置づけられている役割

別紙参考

3. 貴自治体における地域の防災訓練について教えてください

問 3.1 貴自治体で行われる防災訓練で、貴課もしくは管内の保健所が参加して行われる訓練はありますか？

回答数 85

	件数	%
ある	75	88.2%
ない	9	10.6%
わからない(把握していない)	1	1.2%
未回答	11	
	85	100.0%

訓練実施主体

回答数 86

別紙参考

訓練名
称

回答数 86

別紙参考

実施頻
度

回答数	73
最大値	4
最小値	1
平均値	1.147945205
標準偏差	0.52658361
中央値	1

	件数	%
1	64	87.7%
1.3	1	1.4%
1.5	3	4.1%
2	3	4.1%
4	2	2.7%
未回答	23	
	73	100.0%

4 保健所の担う健康危機管理のうち、「災害健康危機管理」に 関連する人材養成につ

いて何かご意見・お考えがあれば、自由に下記に記載してください。

資料2：個別記述回答

【問1－②組織形態その他(12)】

保健所は、区役所の一部署に位置付けられている	1
健康危機管理担当課は、保健所の中にある	1
本庁各課から独立した総合出先機関の組織である	1
健康危機管理担当課は保健所の一部	1
保健所は、保健衛生主管部局の一部である。	1
衛生部の出先機関である。	1
同局内の別組織（当課では保健衛生の企画立案や予算等を担当）	1
組織として当課と保健所は別組織。以下は保健福祉センターとしての回答。	1
独立の出先機関（総合振興局または振興局）の組織	1
保健所内に健康危機管理担当課がある	1
保健所総務課にて健康危機管理を所管している。	1
各地域の県民局内に組織された地域機関	1

【問2)－①事前の保健所役割 4)その他平常時に保健所の役割あり(37)】

管内保健師等研究会の中で救護活動の研修会を実施。	1
難病疾患による人工呼吸器装置患者については、東京都作成の「災害の手引き」を記入し、災害時の連絡先や対応の確認を年一回行っている。	1
心のケア窓口体制の整備、食中毒および感染症予防体制の整備、放浪動物対策	1
地域での連絡会議事務局の位置付け	1
・災害時要援護者の安全確保のための情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりに関する市町村への支援	1
健康危機管理研修の実施等により、準備意識を高め、平常時の活動や体制が、災害時につながることの認識を意識づけている。	1
医療ボランティアの事前登録	1
危機管理対策マニュアルにて、保健所の緊急時の役割分担は明記されている	1
各保健所に健康危機管理連絡協議会を設置し関係機関との連携等を図っている。	1
要医療援護者の確認	1

災害要支援者リストの作成管理（難病患者の災害支援として県独自に特定疾患受給者証持参者について、保健所において、緊急性によるリストと、マップ及び個別支援カードを作成している。）	1
管内に地域健康危機管理に関する協議会を設置、運営。	1
社会福祉施設、病院等の対策。災害時要援護者への防災知識の普及・訓練等の実施	1
医療機関への立入り検査時に医療機関の緊急体制を把握している。	1
災害時医療体制の整備（傷病者受入れ先、医療救護班、医薬品等の確保）	1
健康危機管理に関する情報収集	1
健康危機管理の地域における拠点として、監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防ぐ。地域の状況を把握し、医療機関等と連携して必要なサービスを住民に提供できる仕組みづくりを行う。	1
災害時要援護者（精神・難病）に関すること	1
災害医療運営連絡会の開催	1
防災担当課から指示を受け、該当区域の医療機関へ水害、土砂災害警報等を FAX または電話で知らせる。	1
災害訓練の実施	1
○災害時要援護者の一部の情報把握○市内医療機関リスト	1
災害医療計画の周知。災害医療従事者に関する研修計画。応急処置法の周知等	1
医療機関の現状等の情報収集	1
医療機関の耐災害性の向上	1
災害医療運営連絡会の共催、防災訓練・危機管理訓練等	1
検病調査のための検病調査班の編制計画作成	1
救護所用の医薬品・医薬材料等の保管	1
市町職員・住民に対する防災に関する普及啓発（訓練・研修等）	1
県が実施する防災訓練への参加	1
災害救助法関連事務（指導、備蓄食料管理）	1
感染症発生情報の収集、報告、一次対応の実施等	1
①健康危機情報の収集・・・健康危機の原因となる事柄について情報を収集し、知識を習得する。②保健所が業務で関わっている災害時要援護者の把握、リスクアセスメント	1
人材育成、知見の集積、試験検査体制等	1
防災知識の普及啓発、防災訓練への参加等	1
災害時要援護者登録制度の推進	1
危機管理訓練の実施	1

【問 2) - ②発災時の保健所役割 7) その他発災時に保健所の役割あり (47)】

医療救護所で、医療救護活動に従事する医療救護班等の編成・派遣	1
--------------------------------	---

動物（ペット等）の収用、保護に関する業務	1
医薬品、医療用器材等の確保・調整に関すること	1
避難生活者等の食中毒防止・逃走動物による危害の防止等	1
災害医療体制の整備、医師会等の調整、調査員の選出、要援護者の把握に関することなど	1
死亡獣畜処理、愛玩動物の収容	1
動物愛護に関すること	1
動物愛護及び動物衛生の確保	1
ペットの管理	1
おおむね列記されている	1
<ul style="list-style-type: none"> ・人的及び住家の被害調査及び応急対策 ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策 ・ボランティアとの連絡調整 ・障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達、あっせん ・要援護者支援 ・医療助産、衛生施設及び水道施設の被害調査及び応急対策 ・鉱山関係の被害調査及び応急対策 ・自然公園被害報告 	1
災害によるものではない、2次的健康被害（避難所での生活のしづらさによるストレス、不眠、便秘、服薬中断、不規則及びカロリーコントロールできないことによる血糖バランスの不均衡などなど・・・）を予防する、エコノミー症候群や感染症、脱水予防など、保健予防活動等の位置づけ。	1
透析・在宅難病患者の安否確認及び医療救護	1
災害時保健活動マニュアルを策定し、きめ細かな活動を行う。	1
被災地の動物の保護管理に関すること	1
要支援者リストで作成している特定疾患受給者に関する安否確認（市町との要支援者対策での安否確認お協議が終わっていないため）	1
災害情報の収集・報告。広報。	1
避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること及び保健活動に関すること。	1
被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策。	1
食品衛生活動	1
医療対策本部の設置、傷病者受入れ先確保、医療救護班派遣、DMAT要請、医薬品等確保	1
所管施設（保健所など）の防災管理	1
被災者の健康管理、被災動物の保護、災害時要援護者（精神・難病）への対応	1
被災者の健康管理に関すること	1
○医療情報の収集伝達○動物救護○医薬品の備蓄・供給体制の充実	1

○ペットの保護○栄養指導○食品衛生指導○保健指導	1
管内市町村との連絡調整	1
○住民のパニックを防止するため、関係市町村と協力して広報活動を行う○健康危機発生時の庁舎の機能維持や、職員への避難誘導	1
一般ボランティアの確保	1
医療機関の被災状況等の情報収集	1
獣医師会と連携し、飼育に関するルールづくりや負傷動物等の保護を行う	1
負傷動物の救護等	1
災害発生後の負傷者の数、病院・診療所（救急告示病院・透析診療所）被害調査を開始	1
東京都との連携（情報収集を含む）医薬品・医療資器材の調達（搬送依頼）	1
医療物資・医薬品の調達・管理・配達	1
動物愛護管理対策	1
医療情報の収集、提供、医療ボランティアの活動支援等	1
被災者の健康相談及び健康指導に関すること	1
離島の保健所においては、犬等及び危険生物の収容・保護	1
災害用衛生材料の備蓄等	1
広報活動	1
初期対応方針の決定、連携調整、危険動物の対応等	1
保健所（保健部）関係災害の情報収集に関すること	1
情報収集及び管理、災害弱者対策、広報活動等	1
医薬品及び衛生器材の確保、被災者の健康管理・保健相談等	1
基礎疾患等の確認、健康管理（バイタルチェック）	1
要援護者の受入の促進、被災者の栄養指導、動物の救護体制の整備など	1
○医療資機材の運送に関すること。○死亡獣畜の処理の衛生指導に関すること。	1

【問2) -③事後の保健所役割 6) その他事後に保健所の役割あり(35)】

動物（ペット等）の収用、保護に関する業務	1
医薬品、医療用器材等の確保・調整に関すること	1
本市の地域防災計画においては、発災時と復興期についての明確な区分はないため、問2. 2と問2. 3は同じ回答とさせていただきました。	1
医療班及び医師会との連絡調整	1
死亡獣畜処理、愛玩動物の収容	1
動物愛護に関すること	1
ペットの管理、応急的な住宅の入居手続・管理	1
おおむね列記されている	1

・人的及び住家の被害調査及び応急対策	1
・社会福祉施設の被害調査及び応急対策	
・ボランティアとの連絡調整	
・障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達、あっせん	
・要援護者支援	
PTSD 対応準備・派遣調整	
独居、孤独死、寝たきり、閉じこもり、治療中止予防などを踏まえて、地域のつながり・関係性の再構築	1
コミュニティ再生	
情報発信	
相談窓口拠点	
避難者等に対する栄養相談	1
災害時保健活動マニュアルを策定し、きめ細かな活動を行う。	1
災害情報の収集・報告。広報。	1
問2.2.7と同じ	1
被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策。	1
食品衛生活動	1
所管施設（保健所など）の防災管理	1
被災者の健康管理	1
被災者の健康管理に関すること	1
食品の安全供給及び食品取扱施設の衛生指導。細菌・化学検査の実施。動物愛護。	1
医療機関の再建支援	
○ペットの保護○栄養指導○食品衛生指導○保健指導	1
ボランティア窓口	1
必要に応じて、関係者に対して、今後の健康危機発生防止に係る指導等を行う。	1
一般ボランティアの確保	1
問2.2.7と同様	1
東京都との連携	1
動物愛護管理対策	1
被災者の健康相談及び健康指導に関すること	1
災害用衛生材料の供給等	1
広報活動	1
危険がなくなるまでの間の状況を把握等	1
①保健所（保健部）関係、災害及び復興の情報収集に関すること。②保健所が実施した健康危機管理の評価、分析	1
災害弱者対策、健康相談・健康診断の実施等	1

医薬品及び衛生器材の確保、被災者の健康管理・保健相談等	1
基礎疾患等の確認、健康管理（バイタルチェック）	1

【問3) -②訓練の実施主体 1) 訓練実施主体の回答(86)】

危機管理課	1
各区保健所	1
相模原市	1
富山市災害対策本部	1
実行委員会（豊田市が事務局）	1
消防局防災部防災室	1
長野市、防災関係機関、地域関係団体の連携	1
健康福祉事業本部	1
県及び市町村の防災所管部局	1
防災まちづくり事業部防災課・総務部経理課	1
危機管理室、各区役所など	1
危機・災害対策課	1
総務部危機管理室防災課	1
防災担当部局	1
岩手県及び市町村	1
高知市	1
防災危機管理室、 地区防災組織	1
区、消防署、警察署	1
京都市消防局	1
県・日赤	1
高松市防災会議	1
防災局危機管理課	1
宇都宮市防災会議	1
熊本市総務局危機管理防災室	1
愛媛県 危機管理課	1
県、市、等	1
長崎市福祉保健部	1
宮崎市及び市総合支所	1
藤沢市	1
県防災課	1
保健所	1
防災対策課	1
富山県	1
岡崎市	1

市	1
危機管理室災害対策課	1
西宮市防災・安全局	1
保健医療圏健康危機管理協議会	1
茨城県生活環境部原子力安全対策課	1
校区自治会、校区防災連絡協議会	1
墨田区役所（防災課）	1
渋谷区	1
県	2
消防局	1
郡山市郡山地方広域消防組合郡山市消防団	1
総務部防災安全対策課	1
防災危機管理室	1
豊島区	1
小樽市防災会議関係機関	1
杉並区	1
衛生部足立保健所所属の各保健総合センター	1
市、県	1
県、市町村	4
岡山県・岡山市	1
大田区	1
島根県	1
仙台市	1
広島県防災会議	1
新潟県、保健所	1
長崎県	1
地域災害対策連絡協議会	1
県および市（町）	1
宮崎県	1
広島県、福山市	1
岐阜市	1
山口県防災会議	1
総務部防災課	1
①市民局（全市）②各局庶務担当課（局ごと）③市民局（全市・担当職員を対象）	1
総合防災課	1
江東区	1
各保健所、保健医療政策課	1

【問3】②訓練の実施主体 2)訓練名称の回答(86)】

総合防災訓練	12
応急救護訓練	1
相模原市総合防災訓練	1
職員参集訓練	1
豊田市市民防災総合演習	1
なごや市民総ぐるみ防災訓練	1
長野市総合防災訓練	1
福祉医療対策本部訓練(平成21年度)、震災総合訓練(平成22年度)	1
県・市町村合同総合防災訓練	1
地区総合防災訓練・職員防災訓練	1
防災訓練など	1
台東区総合防災訓練	1
文京区総合防災訓練	1
総合訓練、図上訓練	1
岩手県総合防災訓練	1
高知市総合防災訓練	1
図上防災訓練、 総合防災訓練	1
危機対応訓練	1
京都市総合防災訓練	1
高松市総合防災訓練	1
宇都宮市総合防災訓練	1
大規模災害対処訓練	1
愛媛県総合防災訓練	1
青森県総合防災訓練、他	1
危機管理事象対応机上訓練	1
市総合防災訓練及び市地域防災訓練	1
藤沢市総合防災訓練	1
医療救護活動訓練	1
防災総合訓練	1
富山県総合防災訓練	1
地域総合防災訓練	1
防災訓練	1
図上演習訓練	1
西宮市総合防災訓練	1
災害医療救護訓練	1
原子力防災訓練	2

校区防災訓練	1
墨田区総合防災訓練	1
渋谷区総合防災訓練災害対策本部訓練	1
県民防災の日訓練	1
郡山市総合防災訓練	1
秋田市総合防災訓練	1
豊島区地域総合防災訓練	1
小樽市総合防災訓練	1
医療救護訓練	1
避難訓練	1
静岡市総合防災訓練（年1回）、静岡県総合防災訓練（年1回）、特化型医療救護訓練（年2回）	1
平成22年度福岡県総合防災訓練	1
大田区総合防災訓練	1
仙台市総合防災訓練	1
県総合防災訓練（新潟県主体）	1
災害医療コーディネートチーム訓練（保健所主体）	1
沖縄県総合防災訓練	1
長崎県総合防災訓練	1
北海道防災総合訓練	1
総合防災訓練（災害救助用備蓄物資払出、同輸送訓練を含む）地域災害時医療救護活動合同訓練	1
宮崎県総合防災訓練	1
岐阜市総合防災訓練	1
山口県総合防災訓練	1
①すべての職員を対象とした防災・危機管理研修②各班における防災に関する訓練研修③防災担当職員研修	1
=害対策本部運営図上=	1
江東区総合防災訓練	1
健康危機管理想定訓練	1

【問4) 災害健康危機管理に関する人材養成について (28)】

管内では保健所ごとに状況が異なりますので、予め御承知おき下さい。	1
東海北陸ブロック単位での研修会の開催をお願いしたい。	1
分かる範囲内での回答をさせていただきました。不十分な点もあるかとは思いますが、ご容赦ください。	1

現在、長野市保健所健康課では、救護所設置の役割を担っており、各関係機関と連携し、マニュアル作成し課内で研修を行っている。他保健所の情況や、災害に備えての効果的な訓練の仕方、人材養成のための研修情報等を発信して頂けるとありがたいです。	1
練馬区では、健康部職員に対し、年一回、順天堂大学医学部附属練馬病院救急集中治療科の医師を講師に招き、「トリアージ研修」を実施している。今後は、健康福祉事業本部職員やさらに発展させて区職員にトリアージ研修を実施し、医療救護所の役割やトリアージについて学ぶとともに災害時対策の意識づけを図ればと考えている。	1
なし	3
特になし	2
<p>・クライシス・コミュニケーションやリスクマネジメントなどについての繰り返しの事前トレーニングが必要と感じています。</p> <p>ただ、このトレーニングの手法について明確に示されているものにたどりつかない現場・・・。</p> <p>・指示命令系統と組織の中における役割判断、方針決定に必要となる能力を養成しようと思っていますが、中々その養成手段や養成体制（位置づけ）が悩ましいと感じている現場・・・。</p> <p>◆もし何かご示唆いただければ、大変ありがとうございます。</p>	1
保健所で、シュミレーションを実施しているところもあるが、あくまでも所内のシュミレーションに終結している。県防災課や日赤の災害授ミレーションには、保健師等が参加しているが、トリアージへの訓練であり、保健所としての市町村調整や感染症予防・防疫等の訓練はできていない。	1
災害健康危機管理についての保健所担当者を対象とした研修会を開催していただきたい。	1
愛媛県においても、災害を経験した職員が少ない状況で、災害の支援後は体験を伝えるために報告書の作成や、研修会を実施した。保健所の健康危機管理体制の強化・充実を図るために、各保健所において災害計画や健康危機管理マニュアルを作成し、その後、各保健所単位での見直しをして、机上訓練などをOJTで実施することや、感染症対策として机上訓練に併せて搬送訓練などの実務訓練についても、関係各課との協力のもと二次医療圏域での定期的に実施することにより、平常時から災害発生時の自覚を促している。また、年度初めにおいては、保健所単位での非常配備体制や、役割の確認をしている。保健師活動としては、県版の災害時保健活動マニュアルは策定していないが、H18年度に職員の自主研究グループ（阪神大震災や、新潟中越地震支援にだ図った保健師を中心としたグループ）で、「すぐに使える・役立つ 災害時保健活動マニュアル」の報告を受けて、保健所管内の保健師研修会等を利用して災害の研修会を実施している。また、保健福祉課が事業課となるが保健所単位での調査研究事業の中で、保健所が主体となって管内の市町との協働で「災害時保健活動マニュアル」を作成し、机上訓練を実施して、保健所管内の保健師の自覚や災害への意識の向上を	1

図るような取り組みを実施している。

大規模災害発生時などに救援職員を派遣したり、防災訓練などに積極的に参加することが、人材育成の1つの方策と考える。

1

実際に感染症対策（防疫）業務や災害・事故に対応した職員が数少なくなってくるために、その経験の継承を行っていくことがひとつの課題と考えています。

1

それぞれの業務が縦割りであり、調整担当が知識を得る場がない。

◆問3. 2について

●地域総合防災訓練

訓練の中で、医療救護所設置訓練及び避難所における食品衛生対策訓練を実施している。

1

●その他、下記の訓練に参加

後方支援をする病院が主体の「後方支援病院訓練」に年1～3回程度参加

災害拠点病院である岡崎市民病院及び消防が実施する「岡崎市民病院集団災害訓練」に年1回参加

平常時の訓練等をせずに有事の際円滑に活動することは出来ないと考えています。現在、所内職員の役割の共有化、定期的な訓練（机上含む）ができるように、マニュアル作成、研修会を計画しています。

1

地方（近畿圏）での「災害健康危機管理」に関する短期研修の開催を希望します。

1

平時からの訓練や研修が必要。

1

県と市町村、消防部局と保健所の役割分担を明確にすること。そのための指針を国が定めること。行うべき業務がきまっていて指針が定まっていることの方が、柔軟な判断のできる人材養成より優先されることだと思います。「人材養成」には人事異動の問題も大きいと思います。

1

災害健康危機管理については、近年、マスコミへの対応も重要なものとなってきていることから、マスコミへの対応や市民への周知など広報に関する人材育成も必要なものと考える。

1

特に無い。

1

【本調査の回答について】

県の地域防災計画では、県の役割は定められておりますが、保健所の役割は明記されておりません。各事業課において必要に応じて保健所に依頼しているというのが現状です。（例：「防疫」「こころのケア」については保健所が実施していると聞いております）

1

参考までに県の地域防災計画の抜粋を送付します。

なお、広域医療搬送、避難所の運営及び遺体の処理については、県の役割として明記されておりません。また、復興期対策も明確に示されたものはありません。

保健所の役割が専門化・広域化している状況であることを踏まえ、国立保健医療科学院等においては、今後の健康危機管理を始めとする保健所に必要な人材を養成するための各種カリキュラムを充実させる必要がある。

1

特になし。

1

健康危機管理は専門的、技術的業務として、地域保健対策の大きな柱となっており、対応する職員の資質向上を図ることが重要である。道では、保健所職員を対象に、各種の健康危機管理に対応する能力を高めるため、研修の開催や、厚生労働省が主催する研修等への派遣を行っている。

1

〈補足説明〉本市の保健所は、平成15年4月1日に船橋市が中核市に移行したことにより開設されたもので、組織的には健康福祉局健康部の出先機関(部相当)と位置付けられている。保健所の新設に伴い、本市の防災計画についても見直しが図られ、保健所も計画に組み込まれたが、県保健所から市保健所への移行当初は、県職員の出向者等も多く在籍していたことから、保健所の役割は限定された計画となっている。また、本市の基本的な考え方として、防災については防災課が所管し、一方、健康危機管理については保健所が所管することとしていることから、災害時における医療体制については健康部が対応する計画となっており、この点からも現行の防災計画における保健所の役割は非常に限定されたものとなっている。保健所としては、将来的に危機管理の一元化を実現すべきと考えている。

1

分担研究報告：

保健所等の職員（食品衛生監視員）の資質・能力を向上させるための教育研修手法開発に関する研究

分担研究者： 橘 とも子（研究分担者：国立保健医療科学院研究情報センター）

研究協力者： 高桑 大介（研究協力者：武藏野赤十字病院）

奥田 博子（研究協力者：国立保健医療科学院公衆衛生看護部）

曾根智史（研究協力者：国立保健医療科学院公衆衛生政策部）

早坂信哉（研究協力者：浜松医科大学健康社会医学准教授）

研究要旨 【目的】地域医療と地域保健の連携充実を図りつつ地域の災害健康危機管理拠点機能を担うために求められる①保健所の役割、およびそれを担う為に必要な②保健所職員の資質・能力を明らかにすることを目的とした。【方法】長野県飯伊地区包括医療協議会「大規模災害医療救護訓練」・事前打合せの訪問調査、情報収集【結果】保健所の担う主な連携地域災害健康危機管理拠点機能は、①「地域の大規模災害医療救護体制の構築・整備」、②「発災対策における保健所の効率的・効果的な情報収集・発信等による災害医療や災害対策本部に対するバックアップ・コーディネート」であった。【考察およびまとめ】保健所の連携地域災害健康危機管理拠点機能の実現には、平時における調査研究・情報収集・調整(コーディネート)・企画立案を中心とする能力が、保健所職員に必要と考えられた。

キーワード：災害健康危機管理、地域拠点、地域医療、連携、災害医療救護体制、情報、保健所

A. 研究目的

近年保健所には、地域における健康危機管理の拠点機能が求められている。災害有事・重大健康危機を含むさまざまな健康危機に対して妥当かつ有効な対応や拠点機能を保健所が果たすには、衛生行政・公衆衛生(地域保健)と地域医療との連携強化を地域単位でいっそう図ることが必要である。本研究では、地域医療と地域保健の連携充実を図りつつ地域の災害健康危機管理拠点（以下「連携地域災害健康危機管理拠点」）機能を担うために求められる、①保健所の役割、およびそれを担う為に必要な②保健所職員の資質・能力を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

長野県飯伊地区包括医療協議会「大規模災害医療救護訓練」および事前打ち合わせの訪問調査、情報収集。

1) 「事前関係者打ち合わせ」に対する訪問調査および情報収集

① 日時: 2010 年 8 月 3 日(火)

午後 7 時～

② 場所: 飯田医師会事務所

③ 調査者: 曽根, 橘

2) 「大規模災害医療救護訓練」に対する訪問調査および情報収集

① 日時: 2010 年 8 月 29 日(日)

地震発生想定 8:00～

② 場所: 飯田市役所ほか訓練会場

③ 調査者: 曽根, 橘, 奥田, 早坂, 高桑

3) 「事後関係者反省会」に係る情報収集

C. 研究結果

1) 「事前関係者打ち合わせ」

① 訪問調査報告(橘)……【資料 1】

② 地震等の大規模(自然)災害発生時に
おける医療機関の状況等調査

③ 飯伊地区包括医療協議会について

て……………【資料 2】

- ④ 飯伊地区包括医療協議会の概要(参考資料 1))
- ⑤ 大規模災害医療救護訓練打合会次第(項目のみ抜粋)…………【資料 3】
- ⑥ 大規模災害医療救護計画……【資料 4】
- 2) 「大規模災害医療救護訓練」
 - ① 研究班・視察日程 (8・29) (飯田保健所作成)……………【資料 5】
 - ② 住民配布用災害医療体制周知チラシ:「大地震などの大規模災害!ケガや急病どうしますか?」(飯伊地区包括医療協議会)…………【資料 6】
 - ③ 保健所が救護所・医療機関から収集する情報項目(メール報告様式)
- 3) 「事後関係者反省会」
 - ① 訓練概略(反省会資料より)
《訓練参加病院関係者数》計 1,732 名
 - 病院合計 1,065 名
 - 訓練会場 A 参加者 365 名
 - 訓練会場 B 参加者 300 名
 - 本部 8 名
 - ② 飯伊地区包括医療協議会「大規模災害医療救護訓練」視察に対する感想について……………【資料 7】
- 4) 連携地域災害健康危機管理拠点である保健所が、医療機関の自主的活動を効果的に促すための要点・手順として以下をモデルとして例示できた。

【保健所の連携地域災害健康危機管理拠点に係る役割充実の実践手順例示】

- ① 災害健康危機に対する地域の保健医療連携体制構築の目標を具体的に描く。
- ② 医師会・災害医療双方のキーパーソンに①の構築体制の目標を説明・同意を得、以降の体制構築は協働で行う。
- ③ 第一線演者による講演を②の協働態勢で開催する等により管内すべての医療機関に対する動機付けを図る。
- ④ 「災害が実際に発生したら、本当にこの地域では医療資源が間に合うのか?」

について医療機関対象調査を実施する。

- ⑤ 調査結果を共有しつつ問題点・課題・対応策を皆で検討する。
- ⑥ 必要なしくみ等の環境整備を行う。
- ⑦ 上記④⑤⑥を繰り返し、体制の改善を図る。
- ⑧ 「大規模災害医療救護訓練」において体制の検証・評価を行う。

D. 考察

長野県飯伊地区包括医療協議会の「大規模災害医療救護訓練」に係る事前打ち合わせおよび訓練について訪問調査のうえ情報収集を行った。同協議会は、地域医療と地域保健の連携充実・強化を図りつつ地域の健康問題に効率的・効果的に対応していると思われた。

地域の災害健康危機管理についても、この協議会を基盤とする連携態勢の中で保健所が拠点機能を果たしており、連携地域災害健康危機管理拠点機能として特筆すべき主な役割は①「地域の大規模災害医療救護体制の構築・整備」、②「発災対策における保健所の効率的・効果的な情報収集・発信」と思われた。前者①の体制構築は平時に保健所が取り組むべき役割であり、管内の医療機関の自主的活動を如何に支援し、そのために必要なしくみ等を如何に環境整備するか、が重要と考えられる。

発災直後には、保健所は、地域における緊急医療を指揮する包括医療協議会長のバックアップが主な役割となるだろう。発災後一定の時間を過ぎると、保健所は、二次健康被害の予防、PTSDなどの予防のための活動等に徐々に移行していくかなければならない。保健所が直接災害時の健康危機管理を行うわけではなく、地域の関係者と連携して、時期に応じた役割を果すことが重要である。

以上より、発災直後における保健所の役割は、地域における緊急医療を指揮する(今回の場合は包括医療協議会長)災害医療をバッ

クアップするとともに災害対策本部とのコーディネート等を実施し、発災後一定の時間を過ぎた段階では、徐々に二次健康被害の予防・PTSDなどの予防のための活動等に移行すると考えられた。保健所は、あくまでも直接災害時の医療対応を主に行う役割を想定すべきではなく、地域の関係者と連携して、時期に応じた役割を果すことが求められる。このことから、地域医療と地域保健の連携充実を図りつつ地域の災害健康危機管理拠点に求められる役割の充実を保健所が図るためには、平常時(=発災以前)における立案・企画・調査・調整等、保健所が本来有する機能を発揮することが不可欠と思われた。さらに、それらを担う為に保健所職員には、平常時・発災時・発災後を通じて地域の災害医療や防災部局等の関係組織間における調整(コーディネート)・立案・企画・調査を、地域の実情に応じて適切に実践出来る資質・能力が求められると考えられた。

E. 結論

- 1) 長野県飯伊地区包括医療協議会「大規模災害医療救護訓練」および事前打ち合わせの訪問調査、情報収集により、連携地域災害健康危機管理拠点機能を担うために求められる、保健所の役割および必要な保健所職員の資質・能力を明らかにした。
- 2) 保健所が、災害健康危機管理拠点として地域の医療機関における自主的活動を効果的に促しつつ連携地域災害健康危機管理体制の構築推進を図るための(i)要点・手順モデル、および(ii)保健所職員に求められる能力は以下の如く示すことが出来た。

- (i) 連携地域災害健康危機管理拠点が、医療機関の自主的活動を効果的に促すための要点・手順 モデル例示
保健所は、
① 災害健康危機に対する地域の保

健医療連携体制構築の目標を具体的に描く。

- ② 医師会・災害医療双方のキーersonに①の構築体制の目標を説明・同意を得、以降の体制構築は協働で行う。
- ③ 第一線演者による講演を②の協働態勢で開催する等により管内すべての医療機関に対する動機付けを図る。
- ④ 「災害が実際に発生したら、本当にこの地域では医療資源が間に合うのか?」について医療機関対象の調査を実施する。
- ⑤ 調査結果を共有しつつ問題点・課題・対応策を皆で検討する。
- ⑥ 必要なしくみ等の環境整備を行う。
- ⑦ 上記④⑤⑥を繰り返し、体制の改善を図る。
- ⑧ 「大規模災害医療救護訓練」において体制の検証・評価を行う。

「地域の大規模災害医療救護体制の構築・整備」では、地域医療の自主的活動を支援し環境やしくみを整備する役割が求められると思われた。

- (ii) 連携地域災害健康危機管理拠点が、医療機関の自主的活動を効果的に促すために保健所職員に求められる資質・能力
- ① 衛星携帯以外の通信体制や医療のコマンド&コントロール、保健所収集情報のうち不足リソース調達依頼に対する対応・搬送の方法等、細部の具体的確認により環境整備する役割。
 - ② 平時における調査研究・情報収集・調整(コーディネート)・企画立案能力

《参考資料》

- 1) 地域医療を守る飯伊地区包括医療協議会. 長野県飯田保健所の側面的な関わり. 公衆衛生情報. 2009; 10: 7-11.

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 橘とも子, 荒田吉彦, 大原智子, 大熊和行, 安藤雄一, 奥田博子, 佐藤加代子, 豊福肇, 鈴木晃, 曽根智史. 地域における健康危機管理コンピテンシーの習得レベルに関する研究. デルファイ法を用いたすべての公衆衛生従事者に求められる職種別・職位別質的調査. 厚生の指標. 平成23年5月号 (印刷中)
- 2) 橘とも子, 二宮宣文, 山口孝治, 高桑大介, 吉岡留美, 関根和弘, 佐藤潤. 地域における健康危機管理者に対する災害健康危機管理に係る人材育成方法の検討. 災害シミュレーション演習の導入・評価を中心として. 日本集団災害医学会誌. 2010; 15(2) : 187-196.
- 3) 橘とも子, 鈴木晃, 奥田博子, 曽根智史. 地域社会におけるヘルスケアシステムの平常時・発災時・復興期モデルの検討. 保健医療科学. 2010; 59(2) : 125-138.

2. 学会発表

- 1) 橘とも子. 地域社会におけるヘルスケアシステムの平常時・発災時・復興期モデルの検討. 第16回 日本集団災害医学会総会・学術集会 プログラム・抄録集(大阪). 日本集団災害医学会誌 2010; 15(3): 411.
- 2) 坂野晶司, 橘とも子, 山口孝治, 二宮宣文, 渡部裕之, 高桑大介, 曽根智史. 都道府県地域防災計画内での保健分野の位置づけについて. 第69回日本公衆衛生学会総会抄録

集(東京). 日本公衆衛生雑誌

2010; 57(10) 特別附録: 458.

- 3) 曽根智史, 山本長史, 大熊和行, 安藤雄一, 奥田博子, 佐藤加代子, 豊福肇, 鈴木晃, 橋とも子. 地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の連携と人材開発に関する研究. 第69回日本公衆衛生学会総会抄録集(東京). 日本公衆衛生雑誌 2010; 57(10) 特別附録: 472.
- 4) 橘とも子, 曽根智史. 地域の災害健康危機管理に求められる公衆衛生行政事務職員の人材育成に関する研究. 第69回日本公衆衛生学会総会抄録集(東京). 日本公衆衛生雑誌 2010; 57(10) 特別附録: 495.

- 5) 橘とも子, 曽根智史. 地域の健康危機管理体制における人材基盤整備実態に関する研究. 保健医療科学. 2010 March; 59(1) : 75.
- 6) 橘とも子. 地域における健康危機管理拠点に対する広域的災害情報のWeb支援体制について. 日本集団災害医学会誌. 2009 December; 14(3) : 366.
- 7) 橘とも子, 荒田吉彦, 大原智子, 大熊和行, 安藤雄一, 奥田博子, 佐藤加代子, 豊福肇, 鈴木晃, 曽根智史. 地域の健康安全に従事する公衆衛生行政職員の人材養成に関する研究. 第4回保健医療科学研究会(平成22年度)講演抄録集. 2010: 13.

G. 知的財産の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし

資料1：訪問調査報告（橋）

飯伊地区包括医療協議会「大規模災害医療救護訓練打合会」参加報告

(1) 大規模災害医療救護訓練打合会について

日時：2010年8月3日（火）午後7時～

場所：飯田医師会事務所

参加者：70-80人（包括医療協議会・災害医療関係者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防、等。）

(2) 訓練当日の予定について（参加病院職員や見学の住民を含め当日は、参加者数1,000-2,000人と予想。）

時刻	訓練	研究班関係者の行動
7:00	サイレンが鳴り「地震警告発令」とアナウンスされる。	ホテル大橋 etc. 泊
(7:30-8:00)		保健所（合同庁舎内）に集合（裏玄関から入る）
8:00	発災 → 消防署（保健所の近隣）に本部設置	（本部から各組織等に指令を出し終えると本部要員は各訓練会場等に分散。研究班関係者も移動準備。）
8:10	医療救護本部設置要請（医療救護所は2か所で実施） ① 飯田市会場（対象人口10万） ② 町村委会場（対象人口7万）	（各会場の訓練予定内容は、別添「訓練打ち合わせ資料」参照。）

（以降は各会場で訓練スタート 別紙参照）

時刻	例）保健所での訓練予定	
8:30	災害対策本部設置 医療救護本部への職員派遣	保健所職員に同行して、グループごとに他会場へ出向く
10:30	救護医薬品の整理要請（衛星携帯） 応援医師打ち付けリストを医療本部へ送付	→ 見学可能なグループは次頁【見学可能なグループ】のとおり。
11:30	医療本部からの訓練終了報告受電（衛星携帯）	

【当日の主な訓練会場】

1. 医療救護本部（飯田市）
2. 救護所
3. 抱点病院及び支援病院群訓練
4. 訓練抱点病院
5. 薬剤師会
6. 飯田市・阿智村災害対策本部
7. 保健所
8. 消防署
9. その他

【見学可能なグループ】

8:30より医療救護本部へ派遣される保健所職員に同行して、下記の視察可能な他の会場を観察。

グループ	見学先	見学できること（予想）
1	救護所（負傷者がまず出向く診療所に見立てた救護所（2ヶ所））	トリアージ現場
2	病院（保健所スタッフが情報収集に向かう。代表的な2病院くらいに同行。）	災害抱点病院現場からの情報収集

【打ち合わせメモ】

- ・ 訓練当日は、保健所近くの消防署に災害対策本部ができる。

- ・避難所は、飯田市(人口10万)、1町村(人口7万)に各1か所ずつ設置される。
- ・トリアージ訓練・AED訓練もMD(開業医等)が行い、住民を見て貰う。
- ・飯田市立病院に長野県DMATの隊長医師がいる。
- ・保健所管内の10病院(開業医は約30人)のうち、実際訓練に参加するのは7病院くらい。
- ・訓練参加病院では、病院ごとに訓練が行われる。
- ・保健所には、どのように情報が送信されるのか? → 総務のインターネットで情報収集する
- ・E-MISは訓練モードにして実施する。
- ・開業医は自分のところの被害情報を収集する。
- ・「大規模災害医療救護計画」(資料4)の規定では、医師、歯科医師および薬剤師については誰がどこの救護所(31か所)に行くか決めてある。
- ・平成18年に幹線道路に架かる橋が通行不可になる事態が起きてからは、橋が落ちるかもしれない旨の連絡が救急隊にいきヘリポート対応するようになっている。
- ・遺体の焼き場は5か所。棺桶は $50 + \alpha$ (3日あれば全国のチェーン店から必要数が集まるため $+ \alpha$)
- ・死体検案は、警察が受け持つことになっている。
- ・ロックアイスの工場が管内にあるので、暑い日の発災でも遺体保存はまあまあ可能と見込んでいる。
- ・食料は、特に管轄の周辺部では問題ない。先月、水害で道路寸断が起こり、孤立集落が出たが、問題はなかった。
- ・自衛隊は、松本駐屯地から来る。愛知や静岡、山梨と協定を結び助け合っている。
- ・地域における災害健康危機管理態勢の立ち上げは、最初に保健所長が「…こういうことをやりたいんだけど…。」と市立病院、包括医療協議会長や医師会長のところに行き、持ちかけた。医療機関側でも「災害が実際に発生したら、本当にこの地域では医療資源が間に合うのだろうか…?」と医療機関対象の調査を実施することになり、同時に各施設が独自に動き出した。調査結果が集計されると、事前の連携態勢を強化しておかないと発災時に充分対応できない可能性が示唆される医療資源の状況だったので、2次調査、3次調査を企画・実施しつつ対応策を検討しながら、連携システムができあがってきた。2009-2010年の新型インフルエンザ対策においてこのシステムは役立った。

【まとめ】

以上より、発災直後における保健所の役割は、地域における緊急医療を指揮する(今回の場合は包括医療協議会長)災害医療をバックアップするとともに災害対策本部とのコーディネート等を実施し、発災後一定の時間を過ぎた段階では、徐々に二次健康被害の予防・PTSDなどの予防のための活動等に移行すると考えられた。保健所は、あくまでも直接災害時の医療対応を主に行う役割を想定すべきではなく、地域の関係者と連携して、時期に応じた役割を果すことが求められる。このことから、地域医療と地域保健の連携充実を図りつつ地域の災害健康危機管理拠点に求められる役割の充実を保健所が図るためにには、平常時(=発災以前)における立案・企画・調査・調整等、保健所が本来有する機能を發揮することが不可欠と思われた。さらに、それらを担う為に保健所職員には、平常時・発災時・発災後を通じて地域の災害医療や防災部局等の関係組織間における調整(コーディネート)・立案・企画・調査を、地域の実情に応じて適切に実践出来る資質・能力が求められると考えられた。

資料2: 飯伊地区包括医療協議会について【飯田保健所作成】

飯伊地区包括医療協議会

1) 飯伊地域について

- 管轄面積 1,929 km²
- 人口 174,328人 (老人人口割合 27.3 %)
- 医療機関数 11 病院, 28 有床診療所, 102 無床診療所
- 市町村数 1市、3町、12村

2) 包括医療協議会とは・・・?

- 長野県独自の組織（各地域に存在）
- 県の補助金を受け入れる組織として設置
- 飯伊地区に関しては、補助金の受け皿のみではなく様々な事業を展開
- 三師会（医師会、薬剤師会、歯科医師会）を統合して運営

3) 包括医療協議会設置の目的

- 郡市民の健康管理体制、保健予防体制および緊急医療体制を確立し、
- 地域住民の健康増進に寄与することを目的に、緊急救急医療事業の実施および地域医療課題に取り組むこと

4) 包括医療協議会構成組織

- 飯田市、下伊那郡各町村、飯田保健所、南信州広域連合、飯田下伊那歯科医師会、飯田医師会、飯田下伊那薬剤師会、その他（保健衛生に関する団体）

5) 包括医療協議会の主な事業

- (1) 緊急救急医療対策
- (2) 口腔衛生事業
- (3) 調剤
- (4) 大規模災害対策
- (5) 公害対策

6) 包括医療協議会の財源

(1) 包括協議会

- 在宅・輪番診療所に関して → 国の一般財源化された財源を元にして市町村補助。
- 一般事業費に関して → 市町村単独の補助金
- その他事業に応じて → 県又は県の包括医療協議会の補助金

(2) 休日夜間急患診療所

- 患者からの保険負担金
- 県補助金
- 飯田市、管内町村からの負担金

7) 緊急救急医療対策

8) 緊急救急医療対策について 1

(1) 休日、土曜日午後および夜間診療について

- ① 医療機関の協力を得て在宅当番（=当番医）
- ② および病院群輪番体制を構築し対応